

# 仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金

## 申請の手引き

### 申請の前に必ずご確認ください

1.この補助金を申請するためには、次の要件を満たす必要があります。

なお、本手引きにおける「レトロフィット化」とは次世代自動車以外の自動車を次世代自動車に改造することをいいます。

#### (1) 申請者が、自動車運送事業者の場合

- 次世代自動車を購入し、所有しようとする者  
又は所有する自動車をレトロフィット化しようとする者
- 中小企業基本法(昭和31年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者または中小企業者により構成された事業協同組合若しくは協業組合
- 市内に事業所を所有しているものであって、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業を営業者
- 温室効果ガス削減アクションプログラムに参加していること
- 申請者が市税を滞納していないこと

#### (2) 申請者が、リース事業者の場合

- 上記(1)の要件を満たす者に、次世代自動車の貸渡しをしようとする者であって、市内に事業所を所有しているもの
- 申請者が市税を滞納していないこと

2.事業実施に際しては、次の要件を満たす必要があります。

- 市から「交付決定通知書」が届いてから、引き渡しが行われること

3.次の場合は、補助金を交付することができません。

- 補助事業を実施する年度の1月末日までに「実績報告書」が提出されなかった場合。
- 交付決定前に次世代自動車を購入し、自動車検査証の登録を行った場合。  
又は交付決定前にレトロフィット化した次世代自動車の自動車検査証の登録を行った場合。

令和8年4月

仙台市環境局脱炭素経営推進課

# 仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金を 申請される皆様へ

当補助金に交付を申請される方におきましては、以下の点につきまして、十分にご確認された上で申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が仙台市に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 仙台市から補助金の交付決定通知を受け取る前に、補助対象自動車の自動車検査証の登録をした場合は補助を受けられません。
3. この補助金により取得した自動車を補助金の目的以外の用途(譲渡、交換、貸付など)に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用行ってください。なお、仙台市は必要に応じて、設備の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
4. 耐用年数の期間内に自動車を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書(様式第17号)」を仙台市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。

# 目次

1.目的	-1-
2.申請の期限	-1-
3.申請フロー	-1-
4.補助対象	-2-
(1)補助対象設備の補助要件	-2-
(2)補助対象者	-3-
(3)補助対象事業	-4-
(4)補助対象経費	-4-
5.補助金額	-5-
6.申請の手続き	-6-
(1)交付申請	-6-
様式第1号記入例	-8-
様式第2号記入例(1/2)	-9-
様式第2号記入例(2/2)	-10-
様式第3号記入例	-11-
申請額算定表記入例	-12-
様式第4号記入例	-13-
様式第5号記入例	-14-
(2)交付決定	-15-
(3)補助事業の着手	-15-
(4)変更の手続き	-15-
(5)中止・廃止の手続き	-15-
(6)実績報告	-15-
様式第12号記入例(1/2)	-17-
様式第12号記入例(2/2)	-18-
様式第13号記入例	-19-
請求額算定表記入例	-20-
様式第14号記入例	-21-
(7)補助金交付額の確定	-22-
(8)補助金の交付請求	-22-
様式第16号記入例	-23-
(9)補助金の支払い	-24-
7.取得財産の管理・処分	-24-
8.条例に基づく温室効果ガス削減報告書の提出及び補助事業完了後の市への協力	-24-

## 1. 目的

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例(令和元年仙台市条例12号。以下「条例」といいます。)第4条第1項の規定に基づき、仙台市域における地球温暖化対策等を推進するため、中小企業者等かつ運送事業者が次世代自動車を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

## 2. 申請の期限

令和8年12月24日まで

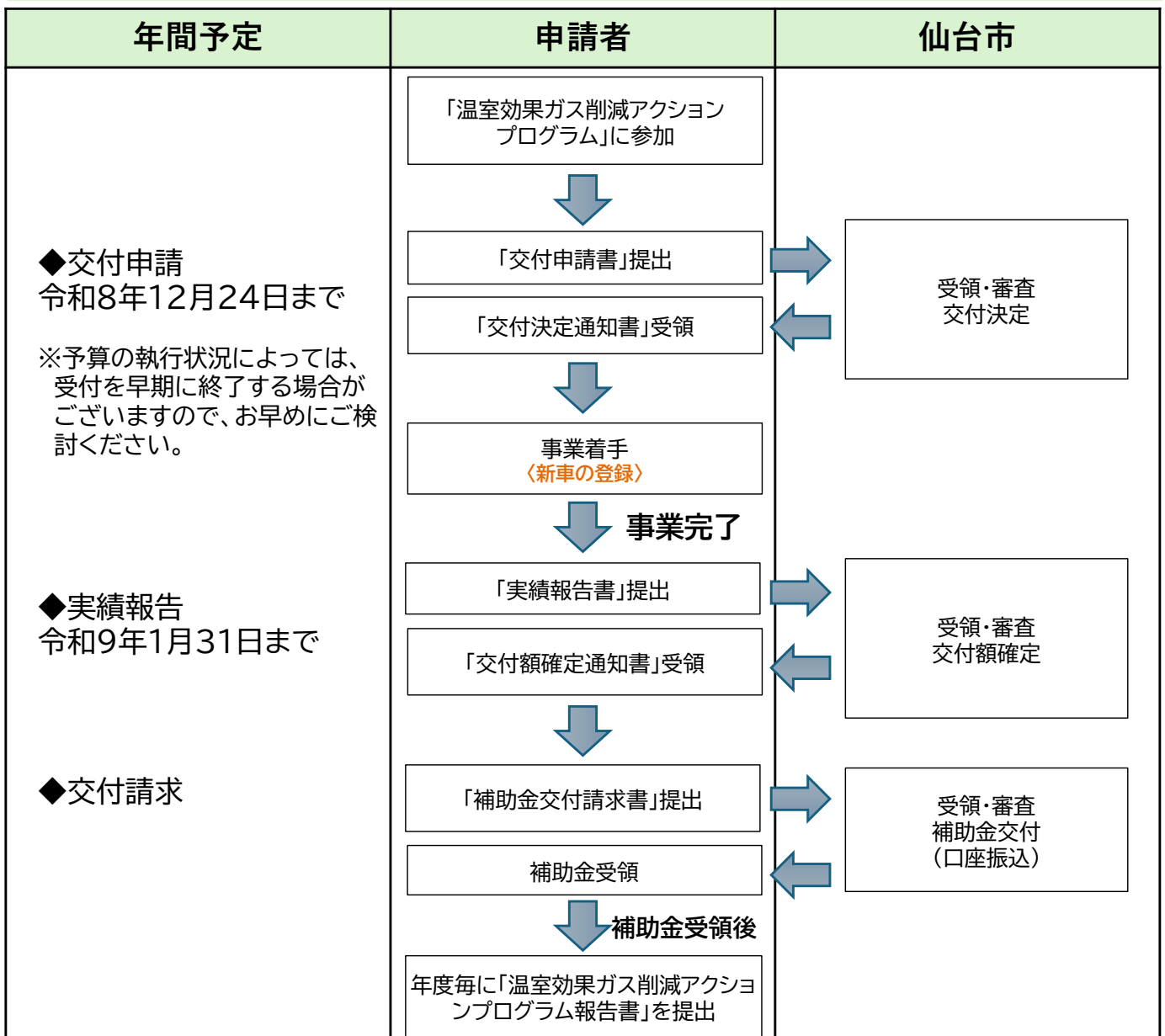
※自動車検査証の登録前に交付申請書を提出する必要があります。

**「交付決定通知書」受領後の登録でなければ補助金を受けられません** のでご注意ください。提出書類の不備等により、交付決定が事業着手予定日より遅くなった場合でも、「交付決定通知書」受領後に登録していただく必要があります。

※令和9年1月31日までに実績報告を行う必要があります。

※交付申請又は実績報告の提出期限が休日(土曜日、日曜日又は祝日)に当たる場合は、休日の翌開庁日までに提出を行ってください。

## 3. 申請フロー



## 4. 補助対象

### (1) 補助対象自動車の補助要件(補助対象自動車別)

補助対象自動車	補助要件
次世代自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所となる自動車であること</li> <li>・補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入する自動車であること</li> <li>・自動車検査証の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度の1月末までの日付となる自動車であること</li> <li>・自動車運送事業の用に供する自動車であること</li> </ul>
レトロフィット化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レトロフィット化の前後における自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること</li> <li>・補助金の交付を受けるにあたり、自ら所有する自動車をレトロフィット化すること</li> <li>・レトロフィット化後の自動車検査証の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度の1月末までの日付となる自動車であること</li> <li>・自動車運送事業の用に供する自動車であること</li> </ul>

### (1) 補助対象自動車の補助要件(種別ごと)

補助対象自動車	区分	種別	補助要件
次世代自動車	トラック	電気	自動車検査証に当該種別であることが記載されていること
		天然ガス	
		ハイブリッド	
		燃料電池	
		低炭素ディーゼル	
	バス	電気	自動車検査証に当該種別であることが記載されていること
		天然ガス	
		ハイブリッド	
		燃料電池	
		低炭素ディーゼル	
タクシー	LPGハイブリッド	自動車検査証に当該種別であることが記載されていること	
	電気		
	燃料電池		
レトロフィット化	バス	電気	自動車検査証に当該種別であることが記載されていること

※ 同一年度内において、タクシーは3台、トラック・バス(レトロフィット化を含む)は2台まで申請可とする。

## (2)補助対象者

この補助金を申請するためには、次の要件を満たす必要があります。

### ア 申請者が、自動車運送事業者の場合

- 次世代自動車を購入し、所有しようとする者(車両の所有権が留保された新車の購入においては、その使用者)
- 中小企業基本法(昭和31年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者または中小企業者により構成された事業協同組合若しくは協業組合
- 市内に事業所を所有しているものであって、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業を経営する者
- 温室効果ガス削減アクションプログラムに参加していること
- 個人事業主の場合にあっては、本市の市税(個人の市税に加え、個人事業主の場合は事業主として納付すべき市税を含む)を滞納していないこと
- 法人の場合にあっては、法人の市民税及び事務所税に係る市長に対する申告を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- 同一年度内において申請を行っていないこと(1回の申請で、1事業者につきタクシーは3台、トラック・バスは2台まで申請可とする。)

### イ 申請者が、リース事業者の場合

- 上記アの要件を満たす者に、次世代自動車の貸渡しをしようとする者であって、市内に事業所を所有しているもの
- 個人事業主の場合にあっては、本市の市税(個人の市税に加え、事業主の場合は事業主として納付すべき市税を含む)を滞納していないこと
- 法人の場合にあっては、法人の市民税及び事務所税に係る市長に対する申告を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- 賃借人と5年以上の賃貸借契約を結んでいること。また、賃貸借契約については、リース開始から5年間は、利子額を含めたリース料から市の補助額以上の金額を差し引いた金額により算定すること
- 同一年度内において、自動車の使用者を同じくする申請を行っていないこと(1回の申請で、タクシーは3台、トラック・バスは2台まで申請可とする。)

ア、イいずれの場合も、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 自動車検査証の登録を行っていないこと。
- 暴力団等と関係を有していないこと
- 補助対象自動車について仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと

※1 温室効果ガス削減アクションプログラムの詳細は、以下のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/seido.html>

### (3) 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業は、市内に事業所を設置しているものが、補助対象自動車を導入する事業であって、次の要件を満たす必要があります。

- 事業者温室効果ガス削減計画書に基づき、補助対象自動車を導入する事業であること
- 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できること
- 次世代自動車の導入の場合、補助対象自動車が未使用品であること

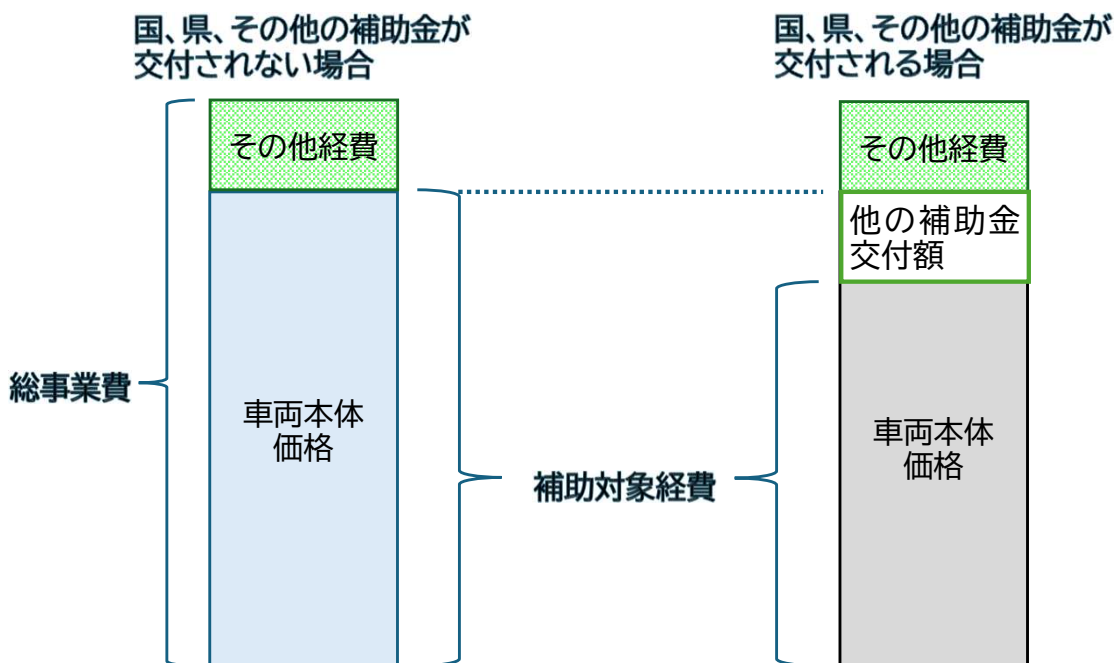
### (4) 補助対象経費

この補助金で対象とする経費は、以下の経費(全て税抜金額)に限ります。

経費の区分	内容
次世代自動車の購入に要する費用	車両本体価格に相当する費用
レトロフィット化に要する費用	補助対象事業の実施に必要な材料・労務等に要する経費(廃棄処分に係る経費を除く。)

※ ただし、国又は宮城県その他の団体から補助金が交付される場合は、当該補助金相当額を控除した額を補助対象経費とします。

※ 補助対象経費に認められない「その他経費」の例として、「諸経費」などがあります。



## 5. 補助金額

交付する補助金の額は、補助対象自動車ごとに以下のとおりです。ただし、補助金の額の千円未満の端数は切り捨てます。なお、同一年度内に申請できるのは1事業者につき1回のみです。リース事業者が申請する場合、貸渡し事業者が同一でなければ複数回の申請は可能です。

区 分	種 別	補助金の額
トラック	電気	補助率:補助対象経費の1/5以内 補助上限:50万円
	天然ガス	
	ハイブリッド	
	燃料電池	
	低炭素ディーゼル	
バス	電気	補助率:補助対象経費の1/5以内 補助上限:50万円
	天然ガス	
	ハイブリッド	
	燃料電池	
	低炭素ディーゼル	
タクシー	LPGハイブリッド	補助率:補助対象経費の1/5以内 補助上限:30万円
	電気	
	燃料電池	
レトロフィット化		補助率:補助対象経費の1/5以内 補助上限:50万円

※1回の申請で、1事業者につきタクシーは3台、トラック・バス(レトロフィット化を含む)は2台まで申請可。

## 6. 申請の手続き

### (1) 交付申請

受付期間内(令和8年12月24日まで)に、次表の必要書類を郵送又は持参により仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

○受付場所: 〒980-0802

仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階 脱炭素経営推進課

○申請書類の入手方法: 市HPからダウンロードすることが出来ます。

市HPのトップページ

事業者向け情報 ⇒ 環境・衛生 ⇒ 環境保全 ⇒ 地球温暖化対策推進に関する支援制度等について  
⇒ ビジネスをエコUP(省エネに関する事業者向け補助金等) ⇒ 仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金

#### 【注意点】

- ア 自動車検査証の登録前に交付申請書を提出してください。ただし、交付申請書と必要書類が全て揃った時点で受理します。
- イ 申請を受理してから30日以内に書類審査を行い、交付決定・不交付決定を申請者本人宛てに通知します。なお、後述の書類是正に要する期間は30日に含まれません。
- ウ 交付申請書に記載された日付と、書類を提出する日が1ヶ月以上ずれている場合は、書類を是正していただきます。この際、添付書類(登記事項証明書等)が有効期間外の場合は再度取得していただく可能性があります。
- エ 申請書類に記載内容の不備等があった場合には、書類の是正が必要となりますが、連絡後10日以内に是正されない場合は申請書類一式を返却することがあります。
- オ 申請書類を訂正するために修正液や修正テープでは訂正できません。
- カ 受理した申請は先着順に審査します。予算額に達した以降の申請については補欠として受け付けますが(受理ではありません)、一定数に達した時点で申請受付期間内であっても、受付を終了します。予算残額は市ホームページで公表し定期的に更新しますのでご確認ください。
- キ 申請者の市税納付状況確認で市税の完納を確認できなかった場合は、「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります。未納となっている市税があれば納付のうえ、最寄りの区役所または総合支所で「市税の滞納がないことの証明書」(一通300円の手数料が必要で)の交付を受けて、脱炭素経営推進課に提出してください。
- ク リース自動車の貸渡しを受ける者は「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受けることが必要です。
- ケ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、交付申請書類のコピーを保管してください。

## 【交付申請に必要な書類】

	書類名	備考
①	補助金交付申請書	・様式第1号
②	事業計画書	・様式第2号
③	収支予算書	・様式第3号
④	契約書等の写し	・申請時に契約していないものは実績報告時の提出でも可
⑤	見積書等の写し	・車両の本体価格が分かること ・契約書と同額の見積書であること
⑥	(法人の場合) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	・原本 ・交付日が交付申請書提出前90日以内のもの ・リース事業者の場合、リース事業者及び自動車の使用者のもの
	(個人事業主の場合) 開業等届出書及び住民票	・開業等届出書は写し ・住民票は申請者本人の原本 ・マイナンバーが記載されていないこと ・交付日が交付申請書提出前90日以内のもの
⑦	暴力団員に該当しないことの 誓約書	・様式第4号 ・申請者がリース事業者の場合、リース事業者及び賃借人のもの
⑧	補助事業により導入する自動車の仕様等が分かる書類	・導入する自動車のメーカーや仕様、能力等が分かる資料(製品カタログ等) ・レトロフィット化にあつては、レトロフィット化の前後における自動車の仕様等が分かる資料
⑨	市税の滞納がないことの証明書	・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・申請者については、市税納付状況確認に同意した場合は不要 ・申請者がリース事業者の場合、賃借人は必須です。 ・区役所、総合支所で交付を受けてください
⑩	(リース事業者の場合) 貸与料金の算定根拠明細書	・様式5号
⑪	(レトロフィット化の場合) 自動車検査証等の写し	・レトロフィット化する自動車の自動車検査証等の写し
⑫	その他市長が必要と認める書類	・該当する場合のみ

※事前又は同時に「温室効果ガス削減アクションプログラム」の参加が必要です。

# 様式1号記入例

様式第1号

## 仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金交付申請書

(あて先) 仙台市長

申請書を提出する日付を記入してください。

令和8年4月21日

リースの場合は、リース事業者の住所等を入力してください。

郵便番号 〒 980-0802

住所 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者 名称 ●●タクシー株式会社

代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

1 申請者	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車運送事業者	<input type="checkbox"/> リース事業者
2 補助事業の名称	次世代自動車導入事業	
3 補助対象自動車等	●●● ●●●	メーカー名と車名を入力してください。
4 台数	1 台	
5 補助対象経費	金 2,368,273 円	
6 補助金交付申請額	金 300,000 円	
7 市税納付状況確認	私(法人(団体)含む)の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を環境局脱炭素経営推進課が税務担当課に照会することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません (証明書の添付が必要になります)	

<記入・提出するときの注意点>

「要綱」や「申請の手引き」を確認のうえ記入・提出してください。

該当箇所にチェックを入れてください。

# 様式2号記入例(1/2)

様式第2号			
事業計画書			
申請者がリース事業者の場合は、リース先（使用者）を下欄に記入してください。 ※申請者が自動車運送事業者の場合は記入不要			
使用者名称			
代表者氏名			
住 所			
1 導入する次世代自動車等			
使用の本拠の位置（※1）		仙台市青葉区二日町●番●号	
導入する次世代自動車等	区分・種別（※2）	タクシー LPGハイブリッド	
	用 途	<input type="checkbox"/> 貨物 <input checked="" type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	車 名	●●● ●●●	
	型 式	▲▲▲—▲▲▲	
	一充電走行距離 (もしくは蓄電池容量)	km ( ) kWh	
補助対象事業 完了予定日		令和9年1月31日	
補助金交付申請額		300,000円	
※1…リース事業者の場合は、リース先（使用者）の本拠の位置を記入すること。 ※2…天然ガス、ハイブリッド等の次世代自動車の種別を記入すること。			
2 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）			
	従来車両	導入車両	備 考
平均年間走行距離〔km〕 ①	70,000	70,000	
エネルギー種別	LPG	LPGハイブリッド	
平均燃費（km/L、km/kWhなど） ②	7.0	17.0	
燃料使用量（L、kWhなど） ③（①÷②）	10,000	4,117	
排出係数（※3） ④	0.0016	0.0016	
CO <sub>2</sub> 排出量〔t-CO <sub>2</sub> 〕 ⑤（③×④）	16.000	6.587	
二酸化炭素排出量の削減見込量（年間）〔t-CO <sub>2</sub> 〕 (従来車両⑤-導入車両⑤)		9.413	
※3 ガソリン…0.0023〔t-CO <sub>2</sub> /L〕 軽油…0.0026〔t-CO <sub>2</sub> /L〕 LPG…0.0016〔t-CO <sub>2</sub> /L〕 電気…0.0004〔t-CO <sub>2</sub> /kWh〕			

P.2 補助対象自動車の補助要件の表中の区分・種別をプルダウンから選択してください。

自動車検査証の登録予定年月日を入力してください。

予定年間走行距離を入力してください。

## 様式2号記入例(2/2)

3 温室効果ガス削減アクションプログラムへの参加状況  
(申請者がリース事業者の場合、リース先(使用者)の情報を記載)

参加年月日

令和8年4月5日

4 契約書(見積書)の金額内訳

事業者温室効果ガス削減計画書(温室効果ガス削減アクションプログラム)の提出年月日を記載してください。

項目	金額	備考
車両本体価格〔税抜〕	① 2,768,273円	
付属品〔税抜〕	② 30,000円	
その他諸費用(課税分)〔税抜〕	③ 37,645円	
その他諸費用(非課税分)	④ 21,300円	
改造費用のうち補助対象経費〔税抜〕	⑤ 0円	
改造費用のうち補助対象外経費〔税抜〕	⑥ 0円	
消費税〔(①+②+③+⑤+⑥)×0.1〕	⑦ 283,592円	消費税率10%
契約額(見積額)〔①+②+③+④+⑤+⑥+⑦〕	⑧ 3,140,810円	契約書(見積書)の金額と一致すること

※①車両本体価格〔税抜〕と⑤改造費用のうち補助対象の合計額は、下記5の①の金額と一致すること。

5 補助金交付申請額の算定

補助対象経費〔税抜〕	① 2,768,273円
控除額〔他補助金の合計額〕	② 400,000円
他補助金控除後の補助対象経費〔①-②〕	③ 2,368,273円
補助金交付申請額	④ 300,000円

※①の金額は、上記4の①と⑤の合計額及び様式第3号 収支予算書の「2 支出」の小計の金額と一致すること。

※②の金額は、様式第3号 収支予算書の「1 収入」の「他補助金」の金額の合計と一致すること。

※④の金額は、③に別表3の補助率を乗じた額(千円未満切捨て)と補助上限額を比較して低い額。

「申請額算定表」シートを入力すると表示されます。

# 様式3号記入例

様式第3号

## 収支予算書

### 1 収入

区分	予算額	備考
自己資金（借入金含む）	2,345,100円	
市補助金	300,000円	仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金
他補助金	国	400,000円 ●●●補助金
	県	0円
	その他	0円
合計	3,045,100円	

本市以外の補助金を申請している場合はその名称を記載してください。

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、下記「2 支出」の合計の金額と一致すること。

※他補助金（国、県及びその他）を受ける場合は、備考欄にその名称を記載すること。

### 2 支出

費目	予算額	備考
車両本体価格〔税抜〕	2,768,273円	
改造費用〔税抜〕	0円	
小計	2,768,273円	
消費税	276,827円	消費税率10%
合計	3,045,100円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※小計の金額は、様式第2号 事業計画書の「4 契約書（見積書）の金額内訳」の①、⑤の合計額と一致すること。また、「5 補助金交付申請額の算定」の①の金額と一致すること。

※合計の金額は、上記「1 収入」の合計と一致すること。

※複数の見積又は契約を行った場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

「申請額算定表」シートを入力すると表示されます。

# 申請額算定表記入例

次世代自動車導入：「申請額算定表\_自動車」シートに入力してください。  
 レトロフィット化：「申請額算定表\_レトロフィット」シートに入力してください。

区 分 タクシー

← 3台まで申請できます。

区分をプルダウンから選択してください。

項 目	1台目	2台目	3台目
車両本体価格〔税抜〕	2,768,273 円	円	円
付属品〔税抜〕	30,000 円	円	円
その他諸費用(課税分)〔税抜〕	37,645 円	円	円
その他諸費用(非課税分)	21,300 円	円	円
消費税	283,592 円	円	円
契約額(見積額)	3,140,810 円	0 円	0 円
国補助	400,000 円	円	円
県補助	0 円	円	円
その他補助	0 円	円	円
補助対象経費	2,368,273 円	0 円	0 円
補助上限額	300,000 円	300,000 円	300,000 円
補助金交付申請額	300,000 円	0 円	0 円

補助対象経費 計	2,368,273 円
補助金交付申請額 計	300,000 円

台数ごとに金額の内訳を入力してください。

## 様式4号記入例

様式第4号

### 暴力団等と関係を有していないことの誓約書

令和8年4月21日

仙 台 市 長 様

申請者の住所又は所在地 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者の氏名又は名称 ●●タクシー株式会社

代表取締役 仙台 太郎

仙台市補助金等交付規則施行要領第3条第2項の規定に基づき、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。また、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

日付や申請者情報が転記されていますので、そのまま印刷をしてください。  
リースの場合は、借入人の誓約書もご提出ください。

# 様式5号記入例

様式第5号

## 仙台市運送事業用次世代自動車導入支援事業 貸与料金の算定根拠明細書

令和8年4月21日

本様式は申請者がリース事業者の場合のみ、ご提出が必要です。  
また、リース台数分作成してください。

### <自動車リース事業者>

郵便番号 〒 9800802

住所 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者 名称 ●●タクシー株式会社

代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎

### <借受人（使用者）>

郵便番号 〒 980-0802

住所 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者 名称 ●●タクシー株式会社

代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎

車 名： ●●● ●●●

型 式： ▲▲▲—▲▲▲

貸与月数： 60 ヶ月

「申請額算定表」シートを入力すると表示されます。

リース期間を入力してください。

(単位：円)

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
① 車両本体価格〔税抜〕	2,768,273	/	
② 付属品〔税抜〕	30,000		
③ その他諸費用（課税分）〔税抜〕	37,645		
④ その他諸費用（非課税分）	21,300		
⑤ 消費税〔(①+②+③)×0.1〕	283,592		
⑥ 小計〔①+②+③+④+⑤〕	3,140,810		3,140,810
⑦ 補助金	0	700,000	
⑧ 残存価格	500,000	500,000	
⑨ 経費	400,000	400,000	金利等
⑩ 合計〔⑥-⑦-⑧+⑨〕	3,040,810	2,340,810	
⑪ 貸与料金月額	50,680	39,013	

補助金額・残存価格・経費を入力してください。

リース契約書と金額が一致するようにしてください。

## (2) 交付決定

審査の結果、交付申請内容が適正である時は申請者本人宛てに交付決定通知書を送付します。

## (3) 補助事業の着手

補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に、自動車検査証の登録をしてください。

### 【注意点】

※交付決定前に自動車検査証の登録をすると、補助を受けられなくなります。

## (4) 変更の手続き

交付決定後に補助事業の内容の変更(交付決定を受けた補助金の額の変更(減額)、補助対象自動車の変更)をする場合は、着手前に承認を得る必要があります。

※補助金の増額は認められません。

様式第8号に必要書類を添えて仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

なお、補助事業の変更内容で変更承認が必要かわからない場合は、仙台市脱炭素経営推進課までお問い合わせください。

## (5) 中止・廃止の手続き

補助事業を中止・廃止する場合は、様式第9号を仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

## (6) 実績報告

補助事業が完了したときは、令和9年1月31日までに次表の必要書類を持参により仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

### 【注意点】

ア 令和9年1月31日までに実績報告書を提出しなかった場合は補助金を交付できません。

イ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、実績報告書類のコピーを保管してください。

ウ 令和9年1月31日をもって補欠の効力は失われます。

**【実績報告に必要な書類】**

	書類名	備考
①	補助金実績報告書	・様式第12号
②	収支決算書	・様式第13号
③	対象自動車の自動車検査証の写し	
④	補助対象経費の支払いを証する書類の写し、又は車両の所有権が留保された新車の購入においては、当該代金の支払い方法が合意済みであることを証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書等、申請者の名称・氏名及び補助対象自動車の費用負担をしたことが分かるもの</li> <li>・補助対象経費以外が含まれる場合は内訳が分かるものを添付すること</li> </ul>
⑤	(リース事業者の場合) 自動車賃貸借契約書の写し	
⑥	補助事業により導入した自動車の設置状態が確認できる写真等	・様式第14号(カラー写真のみ)
⑦	本市以外の補助金の交付決定等	
⑧	その他市長が必要と認める書類	・該当する場合のみ

様式12号記入例(1/2)

様式第12号

仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金実績報告書

令和8年12月24日

(あて先) 仙台市長

郵便番号 〒 980-0802

住所 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者 名称 ●●タクシー株式会社

代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎

令和8年5月10日付け仙台市（R8環脱経）指令第1111号で交付決定を受けました標記の補助金について、補助事業が完了したので、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称	次世代自動車導入事業
2 補助対象自動車等	●●● ●●●
3 台数	1台
4 事業完了日	令和8年12月10日

自動車検査証の登録年月日、又は支払いが完了した日のうち、いずれか遅い方の日付を入力してください。

<記入・提出するもの>  
 (1) 交付決定番号は 記載されています。「補助金交付決定通知書」を確認のうえ、記入してください。

(2) 「要綱」や「申請の手引き」を確認のうえ記入・提出してください。

印刷範囲外にある以下の箇所に、交付決定通知書に記載されている日付や番号を記入してください。

仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金実績報告書			
令和8年12月24日			
(あて先) 仙台市長			
郵便番号 〒	980-0802		
住所	仙台市青葉区二日町●番●号		
申請者 名称	●●タクシー株式会社		
代表者氏名	代表取締役 仙台 太郎		
令和8年5月10日付け仙台市（R8環脱経）指令第1111号で交付決定を受けました標記の補助金について、補助事業が完了したので、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。			
▼交付決定通知に記載された「交付年月日」と「番号」を入力してください。			
交付決定年月日	令和8年5月10日	交付決定番号	1111

## 様式12号記入例(2/2)

### 5 補助対象自動車の使用の本拠の位置

(リース事業者の場合は、リース先(使用者)の本拠の位置)

名 称 ●●タクシー株式会社

所 在 地 仙台市青葉区二日町●番●号

### 6 契約書の金額内訳

項 目	金 額	備 考
車両本体価格〔税抜〕	① 2,768,273 円	
付属品〔税抜〕	② 30,000 円	
その他諸費用(課税分)〔税抜〕	③ 37,645 円	
その他諸費用(非課税分)	④ 21,300 円	
改造費用のうち補助対象〔税抜〕	⑤ 0 円	
改造費用のうち補助対象外〔税抜〕	⑥ 0 円	
消費税〔(①+②+③+⑤+⑥)×0.1〕	⑦ 283,592 円	消費税率10%
契約額(見積額)〔①+②+③+④+⑤+⑥+⑦〕	⑧ 3,140,810 円	契約書の金額と一致すること

※①車両本体価格〔税抜〕の金額と⑤改造費用のうち補助対象の合計額は、下記7の①の金額と一致すること。

### 7 補助金交付請求額の算定

補助対象経費〔税抜〕	① 2,768,273 円
控除額〔他補助金の合計額〕	② 400,000 円
他補助金控除後の補助対象経費〔①-②〕	③ 2,368,273 円
補助金交付申請額	④ 300,000 円

※①の金額は、上記6の①と⑤の合計額及び様式第13号 収支予算書の「2 支出」の小計の金額と一致すること。

※②の金額は、様式第13号 収支予算書の「1 収入」の「他補助金」の金額の合計と一致すること。

※④の金額は、③に別表3の補助率を乗じた額(千円未満切捨て)と補助上限額を比較して低い額。

「請求額算定表」シートを入力すると表示されます。

# 様式13号記入例

様式第13号

## 収支決算書

### 1 収入

区分	決算額	備考
自己資金（借入金含む）	2,345,100円	
市補助金	300,000円	仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金
他補助金	国	400,000円 ●●●補助金
	県	0円
	その他	0円
合計	3,045,100円	

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、下記「2 支出」の合計の金額と一致すること。

※他補助金（国、県及びその他）を受ける場合は、備考欄にその名称を記載すること。

### 2 支出

費目	決算額	備考
車両本体価格〔税抜〕	2,768,273円	
改造費用〔税抜〕		
小計	2,768,273円	
消費税	276,827円	消費税率10%
合計	3,045,100円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※小計の金額は、様式第12号 実績報告書の「6 契約書の金額内訳」の①、⑤の合計額と一致すること。

また、「7 補助金交付申請額の算定」の①の金額と一致すること。

※合計の金額は、上記「1 収入」の合計と一致すること。

※複数の見積又は契約を行った場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

「請求額算定表」シートを入力すると表示されます。

# 請求額算定表記入例

次世代自動車導入：「請求額算定表\_自動車」シートに入力してください。  
 レトロフィット化：「請求額算定表\_レトロフィット」シートに入力してください。

区分 タクシー ← 3台まで請求できます。 区分をプルダウンから選択してください。

項目	1台目	2台目	3台目
車両本体価格〔税抜〕	2,768,273円	0円	0円
付属品〔税抜〕	30,000円	0円	0円
その他諸費用(課税分)〔税抜〕	37,645円	0円	0円
その他諸費用(非課税分)	21,300円	0円	0円
消費税	283,592円	0円	0円
契約額	3,140,810円	0円	0円
国補助	400,000円	0円	0円
県補助	0円	0円	0円
その他補助	0円	0円	0円
補助対象経費	2,368,273円	0円	0円
補助上限額	300,000円	300,000円	300,000円
補助金交付請求額	300,000円	0円	0円

補助対象経費 計	2,368,273円
補助金交付請求額 計	300,000円

台数ごとに金額の内訳を入力してください。

# 様式14号記入例

様式第14号

## 仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金

申請者	名 称	●●タクシー株式会社
	代表者氏名	代表取締役 仙台 太郎

・ 図のとおり前後の写真を撮影してください。  
・ ナンバープレートが見えるように撮影してください。



前からの写真



後ろからの写真

## (7) 補助金交付額の確定

実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。なお、補助対象自動車の設置を確認するために、現地調査を行う場合があります。

## (8) 補助金の交付請求

交付額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書(様式第16号)」を郵送又は持参により仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

### 【注意点】

- ア 補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。(申請者が法人の場合は、個人名義の口座には振り込むことが出来ません)
- イ 便宜上、(6)実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。

# 様式16号記入例

様式第16号

## 仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金交付請求書

令和9年1月15日

(あて先) 仙台市長

郵便番号 〒 980-0802

住所 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者 名称 ●●タクシー株式会社

代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎

法人の場合は「法人等」に、  
個人又は個人事業主の場合は「個人」  
にチェックを入れてください。

個人  法人等

令和9年1月10日付け仙台市（R8環脱経）指令第2222号で交付額確定通知がありました標記の補助金について、仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

請求金額は自動で入力されますので、振込先情報を入力してください。「銀行」、「支店」はプルダウンで変更できます。

請求金額	¥	3	0	0	0	0	0	円
振込先情報	金融機関名	●●銀行 ●●本店						
	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金						
	口座番号 (右詰)	1	2	3	4	5	6	7
	口座名義	フリガナ マルマルタクシー. カ ●●タクシー株式会社						

※口座名義人は申請者と同一名義としてください。

※首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入してください。

※法人または任意団体の場合、口座名義に法人名または任意団体名が必要です。

仙台市運送事業用次世代自動車導入支援補助金交付請求書 (あて先) 仙台市長 令和9年1月15日 郵便番号 〒 980-0802 住所 仙台市青葉区二日町●番●号 申請者 名称 ●●タクシー株式会社 代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎 <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人等	印刷範囲外にある以下の箇所に、 交付確定通知書に記載されている 日付や番号を記入してください。 ▼確定通知に記載された「確定年月日」と「番号」を入力してください。 確定年月日 令和9年1月10日 確定番号 2222
---	---

## (9) 補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2ヶ月程度期間を要する場合があります。

### 【注意点】

- ア 補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。
- イ 特に年末と年度末は会計処理が集中するため、長めにお時間を戴く場合があります。

## 7. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途(譲渡、交換、貸付など)に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内に補助金により取得した設備を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書(様式第17号)」を提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。承認を受けて取得財産等を処分した場合でも、取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額の返還を求めることがあります。また、取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

## 8. 条例に基づく温室効果ガス削減報告書の提出及び補助事業完了後の市への協力

この補助金の交付を受けた方は、条例第11条に基づき計画期間内において、事業者温室効果ガス削減報告書を提出する必要があります。また、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

なお、事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなかった場合は、補助金の交付の決定を取り消す可能性がございます。その場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還していただきますので、十分ご注意ください。

提出先・問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素経営推進課グリーン成長係

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5F

TEL:022-214-8467 E-Mail:[action\\_program@city.sendai.jp](mailto:action_program@city.sendai.jp)

開庁日時 平日8時30分～17時15分